

「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」  
クーポン発行事業実施要領

4 公東観地事第1061号  
令和 4 年10月 6 日  
4 公東観地事第1135号  
令和 4 年10月 25 日  
4 公東観地事第1217号  
令和 4 年12月 1 日  
4 公東観地事第1263号  
令和 4 年12月 26 日  
4 公東観地事第1639号  
令和 5 年 3 月 20 日

(目的)

第1条 本要領は、「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、要綱第10条に定める実施手続及びその他「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業（以下「本事業」という。）」クーポン（以下「クーポン」という。）発行事業実施のために必要な事項を定めることを目的とする。

(クーポン発行事業の概要)

第2条 クーポン発行事業について次の各号のとおりとする。

(1) クーポン名称

ただいま東京プラスクーポン

(2) 事務局

本事業に係る手続きは、要綱第14条で定める事務局（以下「事務局」という。）が行うものとする。

(3) クーポン発行対象商品

要綱第3条で定める宿泊商品、宿泊旅行商品、交通付き宿泊旅行商品及び日帰り旅行商品（以下「支援対象商品」という。）

(4) クーポン発行者

クーポン発行者は、要綱第5条第3項により参画登録を行った旅行事業者、宿泊事業者又はその他、クーポン発行者として公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が適当と認めた者（以下「発行者」という。）とする。

(5) クーポン発行対象者

発行対象者は本事業の支援対象商品を購入した者（以下「クーポン利用者」という。）とする。

(6) クーポン付与額

各助成対象期間に販売する支援対象商品の助成内容、助成前の価格の下限額及びクーポンの付与額は以下のとおりとする。

## 第Ⅰ期旅行

区分	助成率	助成上限額 (税込)	クーポンの付与額	助成前の価格の 下限額 (税込)
宿泊商品	旅行代金の 40%	5,000円	平日:3,000円	平日:5,000円/1人泊
宿泊旅行商品		/1人泊	/1人泊	
交通付き 宿泊旅行商品		8,000円	休日:1,000円	休日:2,000円/1人泊
日帰り 旅行商品		5,000円	平日:3,000円	平日:5,000円/1人
		/1人	休日:1,000円	休日:2,000円/1人
			/1人	

## 第Ⅱ期旅行

区分	助成率	助成上限額 (税込)	クーポンの付与額	助成前の価格の 下限額 (税込)
宿泊商品	旅行代金の 20%	3,000円	平日:2,000円	平日:3,000円/1人泊
宿泊旅行商品		/1人泊	/1人泊	
交通付き 宿泊旅行商品		5,000円	休日:1,000円	休日:2,000円/1人泊
日帰り 旅行商品		3,000円	平日:2,000円	平日:3,000円/1人
		/1人	休日:1,000円	休日:2,000円/1人
			/1人	

なお、第Ⅰ期旅行及び第Ⅱ期旅行の定義は要綱第3条第1項、平日及び休日の定義は要綱第3条第4項に定めるところとする。

### (7) クーポン発行事業に係る導入システム

本事業では、各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイントを付与・使用するために開発された決済アプリであるregion PAYのアプリを活用し、次号に定める有効期間中に都内のクーポン取扱店舗（以下「加盟店」という。）でのみ使える決済ポイントをクーポン利用者へ付与する。

### (8) クーポン発行事業実施期間

第Ⅰ期旅行：令和4年10月20日から同年12月27日まで（12月28日チェックアウトを含む）

第Ⅱ期旅行：令和5年1月10日から同年6月30日まで（7月1日チェックアウトを含む）（ただし4月29日宿泊分（4月29日チェックイン分）～5月7日宿泊分（5月8日チェックアウト分）は対象外とする。）

※実施期間中でも支援予算額に達した際は終了とする。

### (9) クーポン有効期間

本事業の対象となる宿泊付き旅行のチェックイン日からチェックアウト日の23時59分まで（日帰り旅行の場合は旅行当日の23時59分まで）

ただし、都内における連泊の場合、2泊目以降に付与されるクーポンは各宿泊開始日の0時からチェックアウト日又は本事業各実施期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効とする。

(10) クーポン加盟店

第4条第1項(4)に基づき、事務局により、加盟店としての登録を受けた店舗とする。

(11) クーポンの取扱いに関する留意事項

- ア クーポンの第三者への売買、現金との交換は禁止とする。
- イ クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- ウ クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、事務局は責を負わない。
- エ クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合がある。

(12) クーポンに関するマニュアル

クーポンの発行方法や利用方法等の詳細は、クーポン発行事業者用、加盟店用及びクーポン利用者用のマニュアルを別途定める。

(13) クーポンの使用対象とならないもの

感染症の拡大により大きな影響を受けた都内の観光関連事業者への支援という制度趣旨に鑑み、以下の商品・サービス等についてはクーポンの使用対象としない。

区分	例示
行政機関等への支払い	①所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ②社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等） ③宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの） ④その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） ※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金、博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象
日常生活における継続的な支払い	①電気・ガス・水道・電話料金等 ②NHK放送受信料 ③不動産賃料 ④駐車場の月極・定期利用料 ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ⑤保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
換金性の高いものの購入	①金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等） ②プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ③金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）
その他	①都内でサービスが完結しないもの（クーポン利用者が都外に出なければ可（宅配等の配送サービスは対象）） ②事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等 ③授業料、入学検定料、入学金等 ※アクティビティのガイド料等は対象 ④クーポン付与又は割引対象となっている旅行代金・宿泊代金自体に関する支払い及び旅行代金・宿泊代金に関わる追加費用（部屋のアップグレード代金、レイトチェックアウト代金等）の支払 ⑤既存の債務の弁済

	⑥代金引換手数料、振込手数料 ⑦各種サービスのキャンセル料 ⑧電子商取引 ⑨無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ⑩風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払 ⑪特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者 ⑫社会通念上不相当とされるもの ⑬加盟店が指定するもの ⑭その他、財団又は事務局が本事業の使用対象として適当と認めないもの
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（クーポンの配付方法）

第3条 発行者は、以下の方法でクーポン利用者にクーポンを配付する。また、発行者はクーポン配付後、クーポン利用者に「ただいま東京プラスクーポン受領証兼利用申込書」（以下「クーポン受領証」という。）の記入を求め、回収すること。

（1）宿泊商品、宿泊旅行商品及び交通付き宿泊旅行商品の申込の場合

原則、本事業の対象となる宿泊商品、宿泊旅行商品及び交通付き宿泊旅行商品の申込があった際に、宿泊事業者はクーポンを発行し、チェックイン時に当該クーポン利用者へ配付する。なお、旅行事業者への申込の場合、旅行事業者は本事業の対象となる宿泊商品、宿泊旅行商品及び交通付き宿泊旅行商品に組込まれた宿泊事業者に対し、申込後速やかにクーポンの発行を依頼し、チェックイン時に当該クーポン利用者へ配付を行うよう依頼すること。

※クーポンの配付後に、クーポン利用者の滞在日数の短縮等によりクーポンの付与額が減少する場合には、必要に応じて、当該クーポン減少相当額について、申込のあった宿泊事業者又は旅行事業者の責任において、クーポン利用者に対し返還や利用停止を求める（返還されない場合や利用停止されない場合には、財団又は事務局は、当該宿泊事業者又は旅行事業者に対し、当該クーポン減少相当額の返金を請求する。）。

（2）日帰り旅行商品の申込の場合

原則、本事業の対象となる日帰り旅行商品の申込があった際に、旅行事業者はクーポンを発行し、旅行当日集合時等に添乗員又は幹旋員等がクーポンをクーポン利用者へ配付する。

※旅行の中止又は変更により旅行代金が減額された場合（旅行開始後の場合も含む）は、必要に応じて、当該クーポン減少相当額について、申込のあった旅行事業者の責任において、クーポン利用者に対し返還や利用停止を求める（返還されない場合や利用停止されない場合には、財団又は事務局は、当該旅行事業者に対し、当該クーポン減少相当額の返金を請求する。）。

（加盟店の募集）

第4条 本事業の加盟店について次の各号のとおり募集する。

（1）参加要件

本事業の加盟店は、都内の観光関連事業者であり、かつ、次の全てを満たすことを要件とする。

- ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、国、東京都及び各種業界が定める新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン等を参考に、安心・安全に留意すること。
- イ 東京都の推奨する「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得・掲示すること。
- ウ 飲食を提供する事業者（部屋食のみを提供する宿泊事業者を除く。）にあつては、東京都発行の「感染防止徹底点検済証」を取得・掲示すること。

(2) 次に掲げる事業者は対象外とする。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届出の対象となる営業（同法第 33 条に定める深夜酒類提供飲食店営業を除く。）を営む店舗（キャバレー、キャバクラ、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、ネットカフェ、漫画喫茶、ライブハウス等）
- イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ウ 第 2 条第 1 項（13）に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- オ 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- カ 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- ク 国、都道府県、区市町村及び財団等の補助事業において虚偽その他不正を行った事業者または店舗
- ケ その他、本事業の目的に照らして、不相当と財団又は事務局が判断する事業者

(3) 登録申請

加盟店への登録を希望する事業者は、本要領に同意のうえ、事務局が定める期日までに、所定のオンラインの加盟店登録フォームに必要事項を記入及びフォーム上で必要書類を提出しなければならない。

なお、オンラインの方法によることが困難な場合は、加盟店用誓約書（様式 1）、加盟店登録フォーム（様式 2）及び別途加盟店用マニュアルで定める必要書類を郵送にて事務局に提出しなければならない。

(4) 登録

審査を経て、申請内容が参加要件を満たす場合には、加盟店として登録し、承認の旨を通知する。登録完了後、スターターキット（ポスター、ステッカー等）を登録された住所に配送する。スターターキットは本事業の遂行目的以外で使用できない。

また、登録が認められない場合には、申請書に記載された連絡先にその旨を通知する。

(5) 登録情報の変更及び登録取下げ

前項の登録情報のうち別途加盟店マニュアルに定める項目に変更が生じた場合は、加盟店マニュアルに記載の加盟店向けコールセンターに連絡の上、「登録情報確認ツール」（k Viewer（ケイビューワー））にて変更を行う。また、加盟店の登録を取下げの場合または第 4 条第 1 項（1）の参加要件を満たさないこととなった場合は、速やかに登録取下げ届（様式 3）を事務局に提出しなければならない。

## (6) 登録の取消し等

- ア 財団又は事務局は、必要に応じて加盟店から報告を求め、また、立入調査を行うことができる。
- イ 偽って加盟店として登録した場合、申請内容に虚偽等があった場合、加盟店が本要領の規定に違反した場合、クーポンの不正利用（自己取引・架空取引等）を行った場合、クーポンの取扱いに関する事務局による指示に違反した場合、詐欺等の犯罪に結びつく行為を行った場合、その他加盟店として適切でないと財団又は事務局が判断する場合において、財団又は事務局は、加盟店としての登録を取消すとともに、事業者名を公表し、クーポン助成額の返還を求めることができる。
- ウ 登録が取消された場合又は登録を取下げた場合には、以後、クーポンを取扱うことができな  
い。直ちに、加盟店に掲示しているクーポンのポスター及びステッカー等を取外し、クーポンに  
関する配布物一式を事務局へ返還するものとする。
- エ 不正利用した場合には、財団又は事務局からの返還請求等に応じなければならず、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得る。

## (7) その他留意事項

- ア クーポンの取扱、クーポン助成金請求方法等の詳細は、加盟店用マニュアルを参照すること。
- イ 本要領に違反する行為が認められた場合、クーポン助成金請求の拒否や登録の取消を行う。そのため処理経費等が生じた際は処理経費を請求する場合がある。
- ウ 加盟店は、加盟店としての地位を第三者に譲渡できない。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できない。
- エ 加盟店は、事務局が事前に承認した場合を除き、本要領記載の業務の全部又は一部を第三者に委託できない。業務委託を承認した場合でも加盟店は本要領に定める義務及び責任について免れない。
- オ 新型コロナウイルス感染症の状況、その他諸事情により、本要領の内容が変更される可能性がある。

## (8) 加盟店の責務

- ア 加盟店用マニュアルに基づき、商品・サービス等の提供を行う。その他必要な事務局の指示を遵守すること。
- イ 加盟店登録後に提供する ID・PWを用いて速やかに管理画面にログインし、クーポン利用者が利用できるように受入準備を行うこと。
- ウ 事務局から提供する加盟店の決済用POP・ステッカー等をクーポン利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- エ 取引においてクーポンでの決済を拒否しないこと。なお、クーポン利用者のクーポン残高不足の際はクーポンと現金合算等にて対応を行うこと。ただし、加盟店側の事情によりその対応が取れない場合は、あらかじめ書面等でクーポン利用者に明示することにより、断ることも可とする。
- オ 決済時においては、店舗がQRを掲示する方式（MPM方式※1）及びクーポン利用者がQRを提示する方式（CPM方式※2）双方での決済対応を原則とする。
  - ・MPM方式による決済：事務局から加盟店ごとに付与する店舗用QRを店内掲示し、クーポン利用者が読み取りを行う。
  - ・CPM方式による決済：加盟店のデバイスで、クーポン利用者が提示するQRの読み取りを行う。加盟店において、通信可能でかつ iOS 又は Android OS 及びカメラ機能が有効なもの（スマートフォンやタブレットなど）を準備すること。

※クーポン利用者の利便性向上の観点から、加盟店側においては、MPM 及び CPM 双方の決済対応を原則とするが、やむを得ない場合には MPM 方式のみの対応も可とする。

※1 MPM 方式・・・加盟店：QR掲示 / クーポン利用者：QR読取

※2 CPM 方式・・・クーポン利用者：QR提示 / 加盟店：QR読取

カ クーポンにて購入の商品の返品及び返金は原則不可とする。

キ クーポンを用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。

- ・クーポン（QRを含む）の偽造、変更及び模造の有無
- ・提供しようとする商品・サービス等が第2条第1項（13）に該当しないこと

ク クーポンでの決済方法含め、本事業に従事する従業員に加盟店用マニュアルに記載の内容を周知すること。

ケ 本事業終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。

コ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。また、業種別ガイドラインが定められていない分野については、類似する業種別ガイドラインを選び準拠すること。

（内閣官房業種ごとガイドライン一覧） <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

#### （9）加盟店におけるクーポン助成金請求手続

ア クーポン助成金の請求は自動的に行われるため、請求手続きは不要である。なお、クーポン利用者決済情報は、加盟店登録後に送付するID・PWを用いて、管理画面にて確認することができる。

イ 振込については加盟店用マニュアルに記載のスケジュール（概ね1か月に1回）を目安に、事務局による確認を経て指定口座への振込を実施する。

ウ 決済手数料、クーポン助成金請求手数料等は発生しない。

#### （10）返還、違約加算金

ア 要綱第10条において別に定める事項は次のとおりとする。

（ア） 期限及び返金先の口座等については、個別に事務局が通知するところによる。

（イ） （ア）において事務局から通知を受けた加盟店は、クーポン助成金の返還のほかに、クーポン助成金を受領した日からクーポン助成金の返還日までの日数に応じ、クーポン助成金返還額に年10.95%の割合で計算した違約加算金（千円未満切上）を事務局に支払わなければならない。違約加算金の支払期日は、個別に事務局が通知するところによる。

（ウ） （イ）における支払期日までに違約加算金等が支払われなかった場合、当該加盟店は、当該支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、未払い額に年10.95%の割合で計算した延滞金（千円未満切上げ）を支払わなければならない。

イ 第3条において、財団又は事務局が宿泊事業者又は旅行事業者に対し返還を求め、指定した期日までに返還しなかった場合には、ア（ウ）の規定を準用し、延滞金を支払わなければならない。

#### （11）個人情報に関する取扱い

ア クーポン発行者及び加盟店は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外には使用してはならない。

イ 事務局は加盟店の情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）について、本事業の公式サイト等で広報を行う。

ウ 東京都及び財団は加盟申請の際に取得した個人情報については、本事業以外では使用しない。

(雑則)

第5条 本要領に記載のない事項又は定めのない事項に関しては、財団と事務局が協議の上、その対応を決定する。なお、国、東京都や財団の方針等によって、本要領の内容が変更される可能性がある。

附 則

この要領は、令和4年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月22日から施行する。